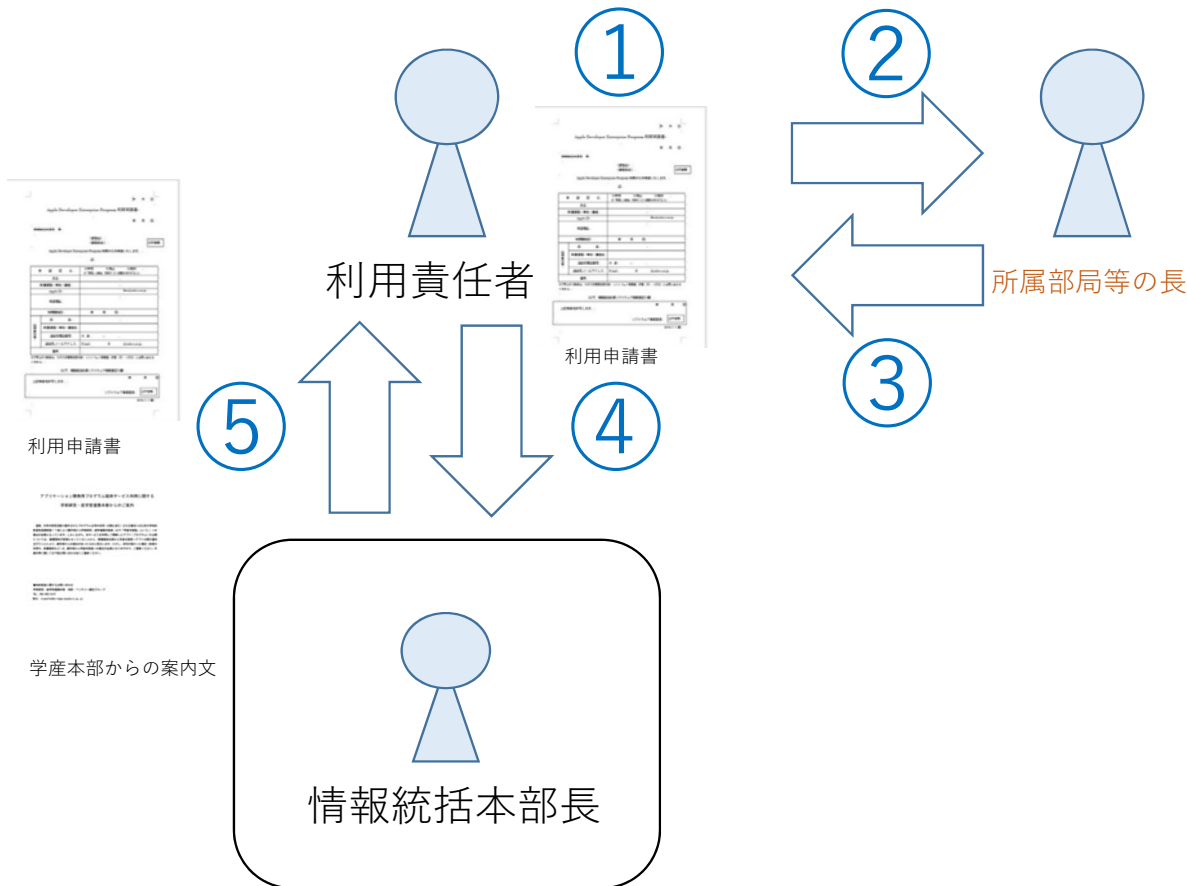


# アプリケーション開発用プログラム提供サービス

## 1 利用責任者からの申請の流れ



### ◎利用の条件

このサービスを用いて開発するアプリは、以下の条件を満たす必要があります。

- ・利用目的が、教育活動・研究活動・大学業務のいずれかであること。
- ・無償（課金しない）アプリであること

また、開発したアプリの著作権は、本学に帰属することに同意する必要があります。

○申請からマネージャー権限が付与されるまでの流れ

#### ①利用申請書の作成

- (1) 本サービスを利用する場合は、まず利用責任者（アプリ開発の依頼元でありそのアプリの運用について責任を持てる者をいいます。）を決める必要があります。
  - (2) 利用責任者は、本学の教職員に限りません。
  - (3) 利用責任者と開発責任者の所属が異なる場合には、開発責任者を置く必要があります。
- ※誰が利用責任者や開発責任者になるかについては、本サービス提供ページのFAQを参照してください。

②③申請書は、所属部局等の長名で提出いただくこととなりますので、利用責任者は、申請内容について所属部局等の長の許可を得てください。

④利用責任者が、情報統括本部長に利用申請を行ってください。

⑤情報統括本部において承認業務を行い、承認後は開発者へ各種マネージャー権限を付与いたします。

●Apple社の場合「App Manager」

●Google社の場合「リリースマネージャー」

権限の付与後、利用許可書（利用申請書に許可年月日等を記入したもの）を利用責任者に送付いたします。（部局事務から申請があった場合は、写しを申請部署にも送付いたします。）

なお、利用許可書と併せて本学の学術研究・産学官連携推進本部作成の案内文も送付いたしますので、必ずご一読願います。

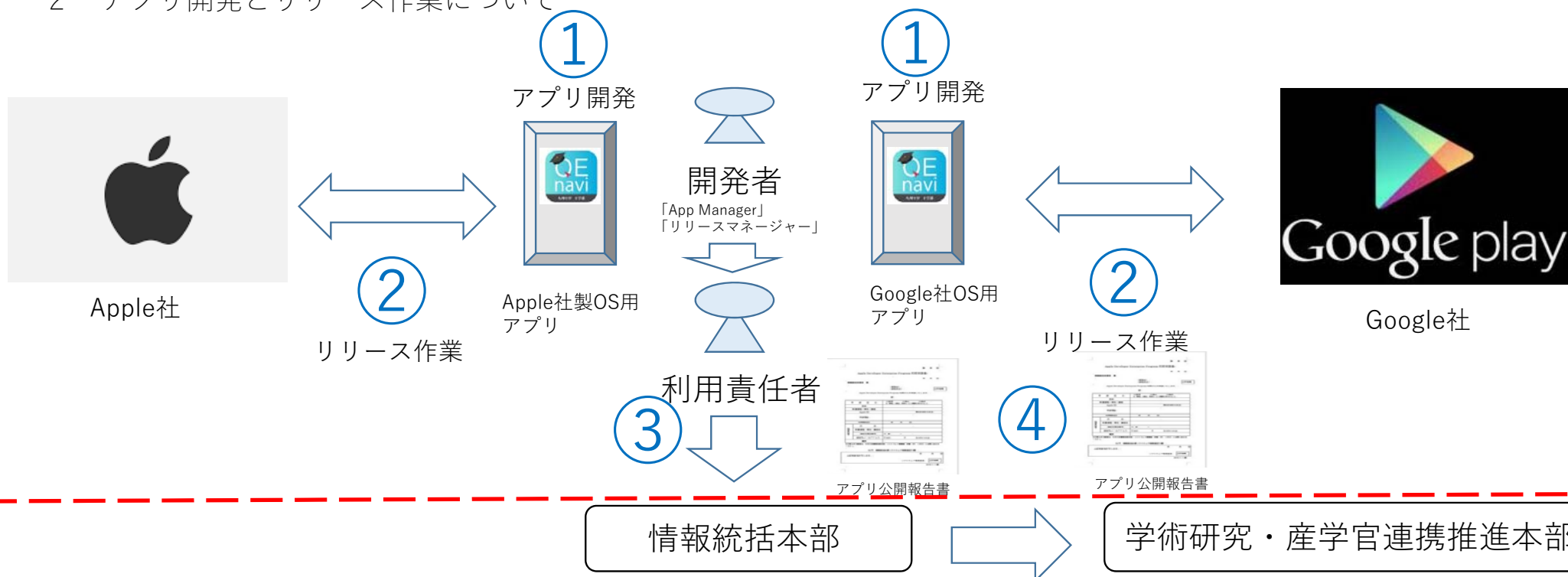
また、学内の情報関係の委員会に申請内容（申請部局、開発者、公開アプリ名、サービス内容、サービス対象）を報告します。公開を控えたい箇所があれば、利用申請書の備考欄にその旨記載ください。

※学生のみならずへ

開発したアプリを有償化する場合は、本サービスの対象外となりますので、ご留意願います。

# アプリケーション開発用プログラム提供サービス

## 2 アプリ開発とリリース作業について



①②開発者は、情報統括本部からマネージャー権限が付与されたら、アプリ開発及び公開（リリース）に必要な作業をApple社、Google社と連携しながら行ってください。

③アプリケーションが公開（リリース）されたら、利用責任者が情報統括本部へアプリ公開報告書（利用申請者に公開日及び公開アプリ名（申請時に決まっていない場合）に記入したもの）を提出してください。

④提出された利用報告書は、情報統括本部から学術研究・産学官連携推進本部に写しを送付します。

**※開発されたアプリケーションに問題（著作権に関すること、動作不具合、クレーム等）が発生した場合、利用責任者または利用部局が責任をもってご対応願います。**